

日弁連総第21号
2021年（令和3年）9月22日

法務大臣 上 川 陽 子 殿

日本弁護士連合会
会長 荒 中

要 望 書

当連合会は、申立人Xからの申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第7号人権救済申立事件）につき、以下のとおり要望する。

第1 要望の趣旨

未決勾留により拘禁されている者のうち、少なくとも、運転免許が失効して2年が経過した者に対して、平成16年11月16日付け法務省矯保第5794号通知（「矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について（通知）」と同様の試験を受験させることを要望する。

第2 要望の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

未決勾留期間中の運転免許更新に関する
人権救済申立事件

調査報告書

2021年（令和3年）9月17日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 未決勾留期間中の運転免許更新に関する人権救済申立事件（2019年度
第7号）

受付日 2019年（平成31年）3月25日

申立人 X

相手方 法務省

第1 結論

法務省に対し、別紙要望書のとおり要望するのが相当である。

第2 要望の理由

1 申立ての趣旨

申立人は、未決勾留により拘禁されている者（以下「未決勾留中の者」という。）として、3年以上さいたま拘置支所等に在所している者である。

申立人は、自動車運転免許を保有する者であるところ、在所期間中の2017年1月27日に、自動車運転免許の有効期限が徒過した。

この点、矯正施設入所者については、有効期限が徒過して運転免許が失効しても、失効から3年以内であれば、運転免許再取得に際し、矯正施設内で技能試験等が免除された試験（以下「施設内免許再取得試験」という。）を実施している。

しかしながら、申立人は、長期間にわたる未決勾留により、施設内免許再取得試験が受けられる期間である3年の終期も未決勾留中に到来することから、さいたま拘置支所に対して施設内免許再取得試験の受験を要望したが、同所から、同試験の対象者は受刑者であり、未決勾留中の者を含む未決の者として拘禁されている者（以下「未決拘禁者」という。）を対象としていないとして、断られた。

そのため、申立人は、受刑者に対して実施されている施設内免許再取得試験につき、長期の未決勾留中の者をその手続の対象外とすることは、人権侵害であるとして、未決勾留中の者も対象とすることを求めるものである。

2 調査の経過

2019年	6月19日	予備審査開始通知
	9月25日	申立人とさいたま拘置支所宛てに照会
	10月5日	申立人から回答
	10月17日	さいたま拘置支所から回答
2020年	1月24日	本調査開始

	3月30日	大阪弁護士会宛てに照会 ¹
	6月25日	大阪弁護士会から回答
	8月6日	法務省矯正局宛てに照会
	9月3日	法務省矯正局から回答
	11月12日	最高裁宛てに照会
	12月7日	最高裁から回答
2021年	1月21日	法務省刑事局宛てに照会
	2月16日	法務省刑事局から回答

3 調査の結果

(1) 2004年11月16日付け法務省矯保第5794号通知（「矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施について（通知）」，以下「本件通知」という。）の概要

① 内容

確定裁判等の執行として拘禁されている者が，拘禁中に運転免許が失効した場合，矯正施設内で運転免許試験を受験する機会を与える。

② 趣旨

道路交通法一部改正（2002年6月1日施行）に伴い，「収容中に運転免許が失効して3年が経過した者については，出所後免許を再取得する場合，試験の一部免除が認められず，適性試験，技能試験及び筆記試験のすべてを受験しなければならなくなった」ところ，「運転免許の失効により，出所後の就労先の確保が困難になるほか，被収容者の中には，所持金も少なく，身元引受関係が不良で家族から経済的援助を得られない者も少なくないことから，このような者が，出所後すべての試験を再受験しなければならぬとすれば，その更生資金を著しく圧迫することとなり，本人の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げとなることが予想される」。そこで，「当該失効者に矯正施設内で運転免許試験を受験する機会を与えることにより，円滑な社会復帰に資する」ことを趣旨とする。

③ 対象者

2001年6月20日以降に新たに矯正施設に入所し，拘禁中に運転免許が失効した者であって，免許失効後，引き続き懲役若しくは禁固の確定裁判（これに併科された罰金刑に係る労役場留置を含む。）又は少年院送

¹ 過去に同種事案に関する人権救済申立てについて大阪拘置所，大阪刑務所宛てに要望書を発出していたため。

致の保護処分の執行として拘禁されている者を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 運転免許が失効した日から概ね2年6月以内に出所することが明らかである者

イ 免許申請書を提出する日における年齢が70歳以上の者。ただし、(以下省略)

ウ 矯正施設内での運転免許の更新を希望しない者

④ 実施時期

年1回の実施。具体的な実施日は試験を実施する刑事施設とその所在地を管轄する警察本部との協議により決定する。

⑤ 実施場所

ア 刑事施設の戒護上支障のない場所において実施する。

イ 一部の警察本部の管轄下に複数の刑事施設がある場合(以下省略)

ウ 少年院の被収容者で該当者がいる場合については、最寄りの刑事施設に外出させて受験させる。

⑥ 試験の種類

ア 適正検査

(ア) 運転免許の種類に応じ、①視力、②深視力、③聴力、④運動能力のうち、必要なものについて実施する。

(イ) (以下省略)

イ 講習

(ア) 運転者の種別に応じ、①優良運転者に対する講習、②一般運転者に対する講習、③違反者に対する講習、④初回運転者に対する講習のうち、必要なものについて実施する。

(イ) (以下省略)

(2) 申立人に対する照会結果

① 2016年5月18日に逮捕された。

2016年10月13日にさいたま地裁で第1回公判期日が開催されたが、その後公判前兼期日間整理手続に付された。起訴されている事件だけでも14件あり、甲号証も800点を超え、回答時点の2019年9月の段階でも、さいたま地裁での次回公判期日が決まっていない。

② 保釈請求をしたことはない。

③ 運転免許証の有効期限は2017年1月27日であった。

④ 2019年3月頃、さいたま拘置支所に対して、免許の更新を配慮して

もらいたいとの申出をしたが、受刑者のみを対象としており、未決の人は救済していないとして、断られた。

(3) さいたま拘置支所に対する照会結果

- ① 本件通知に基づき施設内免許再取得試験を実施している。
- ② 申立人から、2019年3月11日及び同年7月4日に、免許の更新を配慮してもらいたいとの申出があったが、本件通知が未決拘禁者を対象としていないこと、また、特例措置の規定もないことから、実施できないと回答した。

(4) 大阪弁護士会に対する照会結果

2006年9月22日付け同会受付の人権救済申立事件における法務省矯正局に対する照会への回答のうち、本件事件に関連するものは、以下のとおり。

- ① 法務省矯正局は、各矯正施設に本件通知を通知している。
- ② 本件通知の対象者は通知記載のとおりである。

(5) 法務省矯正局に対する照会結果

- ① 本件通知の対象者に未決拘禁者は含まれていない。
- ② 対象者に該当しない者は本件通知の試験を受験することができない。

(6) 最高裁判所に対する照会結果

起訴から判決確定までに3年以上の未決勾留期間を要した事件数及びそのうち保釈も勾留停止もなく全期間を通じて勾留が継続していた事件数については、統計がない。

(7) 法務省刑事局に対する照会結果

- ① 未決勾留期間中に運転免許の有効期限が経過した者の数及び有効期限後3年が経過した者の数は統計的に把握していない。
- ② その余は(6)に同じ。

4 当委員会が認定した事実

- (1) 申立人は、さいたま拘置支所に在所していた未決勾留中の者であり、未決勾留期間中に同人の保有する運転免許が失効し、その後3年が経過した。
- (2) さいたま拘置支所は、申立人から、2019年3月11日及び2019年7月4日に、免許の更新を配慮してもらいたいとの申出を受けたが、本件通知が未決拘禁者を対象としていないこと、また、特例措置の規定もないことから、免許の更新試験を実施しなかった。
- (3) 法務省矯正局は、本件通知の対象者に含まれていない未決拘禁者は施設内免許再取得試験を受験することができないとしている。

5 人権侵害性の判断

- (1) 確かに、本件通知は対象者を、前記第3項(1)②のとおり、「懲役もしくは禁固の確定裁判」等の「執行として拘禁されている者」と記載しており、未決拘禁者を含んでいない。

そして、各刑事施設は、本件通知を根拠として、施設内免許再取得試験を実施しており、本件通知の対象者でない未決拘禁者に対しては、同試験を実施していない。

- (2) この点、本件通知は、前記第3項(1)①のとおり、「運転免許の失効により、出所後の就労先の確保が困難になるほか、被収容者の中には、所持金も少なく、身元引受関係が不良で家族から経済的援助を得られない者も少なくないことから、このような者が、出所後すべての試験を再受験しなければならないとすれば、その更生資金を著しく圧迫することとなり、本人の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げとなることが予想される」ため、「当該失効者に矯正施設内で運転免許試験を受験する機会を与えることにより、円滑な社会復帰に資する」ことを趣旨としている。

本件通知によってもたらされる運転免許失効の回避は、行刑の制度は受刑者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含むものでなければならぬとしている国際人権（自由権）規約第10条第3項や、受刑者の処遇は地域社会からの排除ではなく受刑者が地域社会に関与し続けることに力点をおくものでなければならぬとする国連被拘禁者処遇最低基準規則第88条第1項にも通じる。

- (3) そして、未決勾留中の者のうち、運転免許が失効してから3年が経過してしまっただ後に懲役若しくは禁固の確定裁判等により拘禁されることになった者に対しても、本件通知の趣旨がそのまま当てはまる。

- (4) また、未決勾留中の者のうち、運転免許が失効してから3年が経過してしまっただ後に確定裁判等により拘禁されることがなかった者についても、本件通知の「運転免許の失効により、出所後の就労先の確保が困難になり、また、「所持金も少なく、身元引受関係が不良で家族から経済的援助を得られない者」については「すべての試験を再受験しなければならないとすれば」「円滑な社会復帰の妨げとなる」という趣旨は当てはまる。長期間の未決勾留を経た後に釈放される者にとっては、その釈放理由が無罪判決であれ、執行猶予付きの有罪判決であれ、「円滑な社会復帰」が必要である。

- (5) そして、令和元年度司法統計によれば、地方裁判所未済事件の21,986件のうち受理の日から2年を超えるものが301件あり、また、最高裁判

所未済事件の455件のうち起訴の日から3年を超えるものは48件あったとのことである。

また、最高裁判所作成の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告(第8回)」によれば、2018年の終局事件のうち刑事通常第一審の審理期間が3年を超えて5年以内であったものが19件、5年を超えたものが4件あったとのことである。

上記審理期間が免許失効後の期間と合致するわけではないが、未決勾留期間が3年を超える者が一定数いることが明らかであり、そのうち運転免許が失効して3年が経過する者も一定数いるものと推測される。

なお、数年にもわたる未決勾留期間が続くこと自体、迅速な裁判を受ける権利を保障する憲法第37条に反するおそれがあることは言うまでもない。

(6) そもそも、未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を刑事施設内に限定するものである。

そして、未決勾留中の者は、①逃亡又は罪証隠滅の防止という未決勾留の目的のために必要かつ合理的な範囲において身体的自由及びそれ以外の行為の自由に制限を受け、また、②刑事施設内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が認められる場合には、右の障害発生の防止のために必要な限度で身体的自由及びそれ以外の行為の自由に合理的な制限を受けるが、他方、③当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障される立場にある(最高裁判所昭和45年9月16日大法廷判決、同昭和58年6月22日大法廷判決等参照)。

それゆえ、未決勾留中の者に対しては、一般市民の自由が原則として保障される者として、一般市民に認められている、免許更新期限内に免許を更新したり、仮に更新期間が徒過したとしても一定期間内であれば特別な試験を受験したりすることにより、免許失効を防ぐことができる利益は、可能な限り保護されるべきものである。

(7) そして、確定判決の執行により「拘禁されている者」が本件通知による措置によって、少なくとも更新期間が徒過したとしても一定期間内であれば施設内免許取得再試験により免許失効を防ぐことができる利益が保護されているにもかかわらず、一般市民としての自由を保障される立場にある者が確定判決等の執行として「拘禁されている者」ではないという理由によってこれらの者に認められている措置を実施されないという差別的取扱いも合理

的理由を見いだすことができない。

また、受刑者であれば施設内免許取得再試験が実施可能であるが、未決勾留中の者についてはこれが不可能であるとする物理的、技術的要因は見いだせない。現に少年院の被収容者は本件通知に基づき最寄りの刑事施設に外出させて受験させる等の措置を採っており、未決勾留中の者についても同様の対応をすることは不可能ではなく、また、一時的、かつ、刑事収容施設職員が同行しての外出であり、逃亡又は罪証隠滅の防止という未決勾留の目的を達成することもできる。

それゆえ、未決勾留中の者に対しては、一般市民の自由が原則として保障される者として、最寄りの刑事施設に外出させて受験させる等の措置を採ることにより、免許失効を防ぐことができる利益を保護すべきである。

(8) もっとも、①未決勾留中の者のうち運転免許が失効しても3年が経過しないうちに確定裁判等により拘禁されることになった者は、収容先の刑事施設において本件通知に基づく施設内免許取得再試験を受けることができる。

また、②未決勾留中の者のうち運転免許が失効しても3年が経過しないうちに確定裁判等により拘禁されることがなかった者については、在監等やむを得ない理由がある者で、運転免許証の有効期間が過ぎてからから6か月を超えて3年以内で、やむを得ない理由がやんだ日から1か月以内であれば、運転免許試験場において本件通知と同様の試験を受けることができることから（やむを得ない理由があり、運転免許証の有効期間が過ぎてからから6か月以内の者も同様）、同試験を受験することができる。

それゆえ、現行制度においても、未決勾留中の者であっても上記①②の者らは上記試験を受けることにより免許失効を防ぐ利益を保護することができる。

他方、本件通知に基づく施設内免許取得再試験が年1回しか実施されないため、たとえその後確定裁判等により拘禁されることになったとしても受験の機会を失わないよう、未決勾留中の者のうち、少なくとも運転免許が失効して2年が経過した者については、少年院の被収容者と同様に、最寄りの刑事施設に外出させて受験させる等の措置を採ることにより、免許失効を防ぐことができる利益を保護すべきである。

以上より、人権侵害のおそれを払拭できないため、未決勾留中の者のうち、少なくとも運転免許が失効して2年が経過した者については、一般市民の自由が原則保障される者として、免許失効を防ぐことができる利益を保護すべく、法務省に対して本件通知に基づく施設内免許取得再試験と同様の試験を

受験させることを要望する。

6 結論

よって、法務省に対して、要望の趣旨記載のとおり、要望することが相当である。

以上